

子ども手当

6月期振り込みのお知らせ

平成22年度6月期の子ども手当を、6月10日(木)に指定口座に振り込みますので、ご確認ください。

今回の支給対象になる児童

これまで児童手当の受給対象であった児童

平成22年4月1日から子ども手当の受給対象となり、5月10日までに申請手続きをされた児童

支給される手当の内容

2～3月分の児童手当
4～5月分の子ども手当

各家庭によって支給額が異なりますので、下図を参考に支給額を計算してください。

5月11日以降に子ども手当の申請をされた方は、4月分からまとめて10月に支給します。
なお、まだ申請をされていない方は、お早めに手続きをお願いします。

手続きに必要なもの

新規に子ども手当の申請が必要な方(これまで児童手当を受給されていない方)
子ども手当認定請求書

(黄色の用紙)

子ども手当振込依頼書

請求者の保険証のコピーまたは年金加入証明

振込先口座の通帳のコピー(請求者名義のもの)

印かん
増額の申請が必要な方

(中学2～3年生のお子さまがいる方)

子ども手当額改定認定請求書(青色の用紙)

請求者の保険証のコピーまたは年金加入証明

印かん
公務員の方は、勤務先での

手続きとなりますので、勤務先にご確認ください。

単身赴任等で、養育者と児童の住所が異なる場合は、

養育者の住所地で申請をしてください。

その場合、別途提出書類が必要になります。

提出先

各庁舎窓口センター
子育て支援課

問い合わせ
福祉部子育て支援課

(社庁舎)

☎43・0408

子ども手当 振込額の計算方法

児童手当

2月分

3歳未満児：人×10,000円
3歳～小学6年生：人×5,000円
(3人目以降の児童は1人につき10,000円)
児童手当分 合計 円
(平成22年2月末現在の状況)

3月分

3歳未満児：人×10,000円
3歳～小学6年生：人×5,000円
(3人目以降の児童は1人につき10,000円)
児童手当分 合計 円
(平成22年3月末現在の状況)

子ども手当

4月分

中学校修了までの子ども 人×13,000円
子ども手当分 合計 円
(平成22年4月末現在の状況)

5月分

中学校修了までの子ども 人×13,000円
子ども手当分 合計 円
(平成22年5月末現在の状況)

6月支給額 = + + = 円

出生や転入による申請の場合は、申請月の翌月分から支給対象になります。

子ども手当現況届の提出をお忘れなく

子ども手当を受給される方は、毎年6月中に「子ども手当現況届」の提出が必要です。

現況届の提出が必要な方には、すでに各ご家庭に用紙をお送りしていますので、必要書類を添えて、6月末までに提出をお願いします。

なお、この届の提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、忘れずに提出してください。

提出期限
6月30日(水)

提出先
各庁舎窓口センター
子育て支援課

問い合わせ
福祉部子育て支援課
(社庁舎)

☎43・0408

